# 専修念仏思想と『興福寺奏状』〜親鸞の立場から〜

河智義邦

### 要旨

専修念仏教団が朝廷や顕密仏教側から弾圧され停止された背景や理由専修念仏教団が朝廷や顕密仏教側から弾圧され停止された背景や理由専修念仏教団が朝廷や顕密仏教側から弾圧され停止された背景や理由専修念仏教団が朝廷や顕密仏教側から弾圧され停止された背景や理由専修念仏教団が朝廷や顕密仏教側から弾圧され停止された背景や理由の関連の上に確認してみたい。

キーワード:専修念仏 興福寺奏状 承元の法難 建永の法難 親鸞

### はじめに

奏達す。 興福寺の学徒、太上天皇 らず俗にあらず。 を賜うて遠流に処す。 を考へず、猥りがはしく死罪に坐す。 これによりて、 門の院と号す、 主上臣下、 真宗興隆の大祖源空法師ならびに門徒数輩 このゆゑに禿の字をもつて姓とす 諱為仁 法に背き義に違し、 予はその一つなり。 聖曆、 後鳥羽の院と号す、諱尊成 承元丁卯の歳、仲春上旬の あるいは僧儀を改めて姓名 忿りを成し怨みを結ぶ。 しかればすでに僧にあ 今上 罪科 候に 土.

(棒線、筆者挿入)

周知の通り、これは親鸞の主著『顕浄土真実教行証文類』(以下『教育のであろうか。

解者や平の論稿も含む多くの先行研究を網羅的に検討して、 解者や平の論稿も含む多くの先行研究を網羅的に検討して、 というほうが適切かもしれないが、ともかくもそ の思想性にあるとする見解と、「専修念仏者」の破戒行為に代表される の思想性にあるとする見解と、「専修念仏者」の破戒行為に代表される の思想性にあるとする見解と、「専修念仏者」の破戒行為に代表される の思想性にあるとする見解と、「専修念仏者」の破戒行為に代表される の思想性にあるとする見解と、「専修念仏者」の破戒行為に代表される の思想性にあるとする見解と、「専修念仏者」の破戒行為に代表される の思想性にあるとする見解と、「専修念仏書」、より本質的には 近年、弾圧や停止の原因を法然の「専修念仏思想」、より本質的には

止することは専修念仏停止と同義ではない(⑤)。も差し支えない一面もある。しかし、専修念仏者の逸脱行為を禁ず、・・・専修念仏者への抑圧は専修念仏への抑圧と解釈されて専修念仏者への弾圧は彼らの「行状」よりほかに原因は存在せ

否定するといった思想弾圧はなかったと結論されている。紙幅の関係と述べて、当時の顕密諸宗や国家権力において「専修念仏」を禁止、

とによって遠流という処罰の対象になったかを改めて確認してみたい。では冒頭に紹介した「承元の法難」に考察の対象を限定して、その弾が、少なくとも親鸞は弾圧によって処罰された当事者(「予はその一なが、少なくとも親鸞は弾圧によって処罰された当事者(「予はその一なが、少なくとも親鸞は弾圧によって処罰された当事者(「予はその一なが、少なくとも親鸞は弾圧によって処罰された当事者(「予はその一なが、少なくとも親鸞は弾圧によって処罰された当事者(「予はその一なが、少なくとも親鸞は弾圧によって処罰された当事者(「予はその弾とによって遠流という処罰の対象になったかを改めて確認してみたい。

## 、『興福寺奏状』研究の展開と論点整理

状』の内容と有機的関係があったものと考えるのが自然であろう()。そ いきたいと思う。 状』と略称する) を様々な方法で解説してきた従来の研究は方向性として妥当である。 も「承元の法難」の根本的原因として『興福寺奏状』を捉え、その内容 鸞を含む)人物の名を後鳥羽院に奏達したものとされる。いずれにして の内容は専修念仏の不当性を改めて訴えるとともに罪科に処すべき る奏達は興福寺から出されたものであるので、当然二年前の『興福寺奏 である。その分析は妥当性があると思われるが、再度提出されたとされ のを指すという平の分析があるので(゚)、あえてそのように表記したもの く、承元元年(建永二年 一二○七年)に再度興福寺から奏達されたも 条の咎を挙げて専修念仏教団を批難したいわゆる『興福寺奏状』ではな 福寺の学徒・・・奏達す」(『歎異抄』では「敵奏」)と記している 奏達」は、 「興福寺による奏状」という表記をしたのは、親鸞が後序に 従来考えられてきたような元久二年(一二〇五年)に九ヵ 当章では 『奏状』の研究は、法然や親鸞などの専修念仏思想や に関する研究の展開を概観して、当論の課題に繋げて 『興福寺奏状』 (これ以降は必要に応じて『奏 興

究の内容を次のように系列的に整理してみたい。教団への弾圧といったテーマで論究されたものが多い。それも含めて研

- ①『興福寺奏状』の内容や起草者とされる解脱房貞慶の教学を解説
- )。②『興福寺奏状』の成立や異本、作者など、文献学的に考証したも
- の思想を紹介したもの。③『興福寺奏状』の内容を解説し、法然の念仏思想の弁証として親鸞
- ④『興福寺奏状』と専修念仏教団弾圧の関係性を考察したもの。

⑤その他の関連的研究(®)。

か等、 が、 である(9)。 かにしていきたいと思う。総論的には、 九ヵ条にわたるが、その内容については上記の論考を踏まえ次章で明ら を鑑みつつ法然の専修念仏義成立への反論がいかなる性格を有するの テーマを絞り、それに対応する法然教学の立場や、 分析している。またそれに続いて成田貞観も同様に『奏状』の反論の 念仏思想の基礎的な立場を批判していると論評してその内容を概括的に ①の『奏状』の内容について逐条的に本格的な検証をしたのが石田充之 この中、 数篇の論考を発表している゜。『奏状』による法然への反論は ③-④については章を改めて取り上げることにする。 石田は、 『奏状』の所論は簡潔でありながら的確に法然の その反論の主旨について石田 貞慶の思想的立場 さて、

したわけである命のは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、一つのでは、一つのでは、一つでは、一つである。これでは、一つである。これでは、一つである。これでは、一つである。

と言うように、起草者貞慶は法相宗的実践の立場、すなわち自力向上門

な問題 属) \_ の特色と言える。 的立場から、 のである。楠はさらに貞慶が法然の「弥陀一仏帰依」を「諸悪の根源的 繋属」があり、ここに貞慶の法然浄土教批判の核心があると結論づける を取っているという。 に認められていたという。 るまでの間に一仏のみに繋属し続ける菩薩がいるのか否かを問う論議の したのが楠淳證である(ミヒ)。「一仏繋属」とは最初発心の時から仏に成 も重要な指摘となるものである。 ことで、貞慶以前の法相宗の伝統では「多仏繋属」「一仏繋属」はとも かかる両者の教学的立場の相違を鮮明化したのが石田や成田の研究 (法相論議) 楠は貞慶が九ヵ条の論難を構築した根幹にはかかる法然の「一仏 は阿弥陀仏の本願に対する誤った解釈から生まれたものと考えて (3)」と捉えていたと指摘している。これは当論の課題について 法然の他力向下門的な専修念仏思想を批判したものと言え があることを指摘し、特に「一仏繋属」の論議に着目 貞慶は法然の主張する「弥陀一仏帰依 さらに貞慶の法然教学批判の背景に確固とした しかし貞慶はこの「一仏繋属」に否定的立場 (一仏繋

を以下の諸点に見ている(4)。 思う。 る。下間は、 として自明のこととなっていた。これに一石を投じたのが下間一頼であ であることは、 次に②について、 の『奏状』の解説に、「この奏状が貞慶によって起草されたもの 一九七一年に発行された『鎌倉舊仏教』 仮説と断りながら『奏状』が貞慶の作ではないとする根拠 疑われていない」(五○九頁)とあり、長年それは通説 『奏状』の撰述者の検証を中心に窺っていきたいと (日本思想体系15 岩波

世紀以降の写本であって、 大内文書(東京大学史料編纂所所 大学所蔵本、 がないことの その他の現存する『奏状』はいずれも古くても十六 これらには総じて貞慶の署名形跡 蔵 や東大寺図書館所蔵本、 龍谷 (奥

- として認識していなかったこと。 『奏状』について言及する親鸞や日蓮など当時の人々は貞慶を作者
- うのは極論として差し置いたとしても、<br />
  当時の史料には貞慶が『奏状』 下間は、貞慶と『奏状』は無関係で『奏状』の作者ではなかったとい 著した諸伝通類、 貞慶の他の著述や、鎌倉後期に学僧として活躍した東大寺の凝然が れる貞慶伝には、 いても一言も触れていないこと。 専修念仏批判が見られず、 東福寺の虎関師錬の『元亨釈書』などに紹介さ 『奏状』の執筆につ

て良いのではないかと論評するのである(5)。

下

を執筆して専修念仏を批判した人物であるという認識はなかったと考え

重要となる。 の顕密仏教側の主流的見解として『奏状』の内容を認識していたことが に のある、 状』は南都教団の一般的見解を貞慶によってまとめられた極めて匿名性 経典や典籍の文言を巧みに織り交ぜながら作成された文書であり、 るものである。 応じて制作される注文生産であり、 の制作に多数関わったことが確認されているが、それらは人々の求めに な指摘が述べられているので注目したい。まず、貞慶は講式や願文など 間が同論文で論説している次の諸点は、やはり当論の課題に対する重要 『奏状』が貞慶作ではないとする見解には異論も出ているが 親鸞にとっては 尚且つ政治性の強い文書であったと論定する。 『奏状』は興福寺の三綱や衆徒の見解を集約した上で、 「興福寺による奏状」の作者は問題ではなく、 奏状という文書も基本的に依頼によ 後述するよう

### 『興福寺奏状』の主張内容の本質

状詞少少」という前文から始まり、 『興福寺奏状』は初め、 「法然聖人流罪事 続いて法然の念仏思想に九つの過失 貞慶解脱上人御草

の観点は有機的な関連にある。ところで梯實圓は の大要は社会的観点、教義学観点に分類することができるが、この二つ るが『奏状』提出の後、 おいて専修念仏思想や専修念仏者に対する批判がなされている。 修」という語が繰り返し二十も出てきて執拗に「専修」に拘り、各論に いる。文章量は多くないが、全体を眺めると、第四・第五を除いて「専 の所論があり、 を損ずる失」「第九、国土を乱る失」を挙げる。そして各過失について 背く失」「第六、浄土に暗き失」「第七、念仏を誤る失」「第八、釈衆 あるとして、 釈尊を軽んずる失」「第四、万善を妨ぐる失」「第五、 最後に「副進奏状」と呼ばれる後書きが一通添えられて 「第一、新宗を立つる失」「第二、新像を図する失」 興福寺は 「専修」の語の禁止を求めている。そ 霊神に 後述す

主張の根幹を把握することはできたと思う(タン)。 述べたように『三部経釈』は見ていたと考えられるので、法然の貞慶は『選択集』は読んでいなかったようである。しかしすでに

考えられる教義の面を取り上げてみたい。

考えられる教義の面を取り上げてみたい。

考えられる教義の面を取り上げてみたい。

考えられる教義の面を取り上げてみたい。

(『選択集』)を見ていない中と述べているが、『選択本願念仏集』(『選択集』)を見ていない中と述べているが、『選択本願念仏集』(『選択集』)を見ていない中と述べているが、『選択本願念仏集』(『選択集』)を見ていない中と述べているが、『選択本願念仏集』(『選択集』)を見ていない中

る

ないことは仏教徒として憐れむべきことであると批判している。「第念仏者は阿弥陀一仏のみを礼称し、本師である釈尊を無視して礼称し第六・第七である。まず「第三、釈尊を軽んずる失」においては、専修『奏状』(2)において専修念仏の教義に言及するのは、第三・第四・

まり、 題ではなく、 大悲仏力の救いの至深さを示しているにすぎないと述べるのである。 となす目的を持ち、多念を目的としながらも、「その最下」を示して、 の根拠とする『無量寿経』の第十八願の「乃至十念」は、 のものとするがそれは過失であると批判する。さらに専修念仏者が主張 れている。そして、専修念仏者は阿弥陀仏の名を称える称名念仏が最上 劣であり、観想念仏が勝であるといういわゆる「観勝称劣論」 念仏と言ってもその意味するところは多義あって、その中、 土教義の正統であると主張する。そして「第七、念仏を誤る失」では、 浄土往生を不可能ならしめたのであると述べていて、諸行往生義こそ浄 義を暗くするものと批判する。 めているのに対して、これを認めず排除する法然の専修念仏義は浄土教 **綽・善導の論釈文や伝記を挙げて、** 六、浄土に暗き失」においては、 て救いようのない謗法罪にあたると論難する。またこれと関連深い「第 行のみに偏執して、それ以外の実践法を排除し、 万善を妨ぐる失」では、専修念仏者は、阿弥陀仏の名号を専修する 『奏状』では、法然の専修思想の本質を、 帰依阿弥陀一仏=諸行往生否定と読み取っているのであ さらに、むしろ専修一行に執着した者が 『観無量寿経』の三福の文や曇鸞・道 これらの経典や諸師も諸行往生を認 念仏の多少、 軽蔑するのはかえっ 本来観念を本 口称念仏は

も思われる。『選択集』ではさらに鮮明に阿弥陀如来の本願による選取わった者が『選択集』を読んでいても趣旨は変わっていなかったようにであるというのも首肯される。これは仏道観の相違、さらにいうならばの出場から法然の他力向下門的な専修念仏思想を批判したのが『奏状』の作成に関いと言ってもいいほどの相違がある。先に石田が法相宗的な自力向上門いと言ってもいいほどの相違がある。先に石田が法相宗的な自力向上門いと言ってもいいほどの相違がある。先に石田が法相宗的な自力向上門いと言ってもいいほどの相違がある。先に石田が法相宗的な自力向上門

先述のように、

親鸞にとっては成立過程や作者が誰であるかは大きな

ることはなかったであろう。(称名一行)選捨(諸行)の思想が明かされているが、これが理解され

を乱る失」には、の教義に関する所論を承けて、「第九、国土る゜。こうした『奏状』の教義に関する所論を承けて、「第九、国土名を唯一とすること、つまり「専修」を過失と見ているということであ念仏を否定しているのではなく、他の諸行を廃して「最下」のための称さて、ここで確認しておくべきことは、『奏状』は諸行の一つとして

とある。一楽真は、 このごとくは、天下海内の仏事法事、早く停止せらるべきか(S)。 まのごとくは、天下海内の仏事法事、早く停止せらるべきか(S)。 とある。一楽真は、

なって上げられていると言えよう<sup>(記)</sup>。 は、様々な問題を引き起こす「天魔の所為」であった。その問題は、様々な問題を引き起こす「天魔の所為」であった。その問題このように「ただ念仏」において仏道の成立を見ていこうとする

八)、仏法と王法は一体的であるのに専修念仏者が諸宗を排除し国土 修念仏者が破戒を宗とし造悪を憚ることなかれと教えていること 視すること て専修念仏者にのみ弥陀の光明が照らしていること(第二)、釈尊を無 ると、勅許もなく一宗を立てること(第一)、摂取不捨曼荼羅を作成し かされる危機感から為されたものとする。「天魔の所為」を具体的に見 と述べて、『奏状』の主張は、伝統的諸宗の存立基盤そのものが揺 会的逸脱行為の基準になったものと思われる。 (密体制) を乱していること 神々を帰依の対象としなかったこと (第九) 等とある。 これは専修念仏者の (第五)、専 り動 (第

> りも「専修念仏思想」そのものにあったと言い得るであろう。 在である興福寺が最も問題としていたのは、 元の法難」に限定してみると、その端緒を披いた顕密仏教を代表する存 まで言うのはそのことを傍証している。このことから、少なくとも「承 る。貞慶が「一仏繋属」すなわち「帰依弥陀一仏」を「諸悪の根源」と の趣旨はやはり法然の「専修念仏思想」批判に重点があったと言い得 め の否定と軌を一にする。貞慶はその浄土教義においては諸行往生を認 を架すが、 問題となっていない。親鸞の認識では たのが『奏状』であるという事実で十分であったと思われる。 阿弥陀仏の本願 貞慶は「一仏繋属」の否定論者であり、その主張は (第十八願) を観勝称劣で解釈している。 「興福寺の学徒」によって主張さ 専修念仏者の行動と言うよ 「専修」

### 親鸞と「興福寺による奏状」の関連

Ξ

接見たかどうか記録は残っていない。 げた研究が上記の③-④である。 0) いた親鸞がその間に論難の内容を知りうることは十分に可能である。 に提出された『奏状』から三 年 弁証として親鸞の浄土教義を紹介している。親鸞が『奏状』の原本を直 の一条ごとの所論を分析しつつ、その批難に対応する法然の思想やその にも挙げた梯實圓の論稿である る各論とそれに対する親鸞の浄土仏教思想を論述した数少ない研究が先 『奏状』が提出されてから「承元の法難」に至るまでの朝廷や仏教界の が先の平や中井に代表される④の研究である。 向や経緯、 親鸞と『奏状』の思想的対応や「承元の法難」に纏わる事蹟をとり挙 一二〇七年)の「興福寺による奏状」が、元久二年 そして親鸞との関わりについて歴史学の方法で考察された 一年経って出されたものであるなら (脚註 (17))。ここで梯は、 ③に関して、 しかしながら、承元元年 『奏状』の九ヵ条にわた それらによると、 (一二)五年

0

制五箇条裁許官符 される その名が浮上することになったと論じている〇〇〇 元年の 然・親鸞・浄聞房・善光房澄西・好学房の遠流が決定されると共に される。 さなかったが、建永元年(一二〇六年)に真宗の伝統で言うところの 朝廷は専修念仏教団に対する弾圧を認めなかった。 言されるのである。 「松虫鈴虫事件」、すなわち法然の弟子と院の女房との間に起こったと 由について平は、 興福寺側が親鸞を問題視するのが遅れ、 「専修」の語の禁止を求めている。それでも朝廷は慎重な姿勢を崩 宣旨の改定や法然・安楽・住蓮・幸西・行空らの処罰、 「興福寺による奏状」によって処罰者の中に含まれていた。その 「密通事件」が発覚したことにより、 そして翌年 当初親鸞は処罰の対象に入っていなかったが、 親鸞は法然門下で頭角を現すのが比較的遅かったの 」と呼ばれる官符が発布されて専修念仏停止が宣 一月下旬には安楽・住蓮・性願・善綽の死刑、 専修念仏禁止が定まったと 最終段階に入って、突如、 興福寺はこれに反発 「念仏 承元 一厳 法

仏 専修念仏集団の発展は護国仏教の衰亡と、 死の苦にあえぐ民衆一人一人がその苦悩より解脱していくことをめざす ところが法然の開いた専修念仏の仏法は、 術をもって国家に奉仕し、国家はそれゆえに仏教を庇護するのである。 仏が最上の往生業であり、 たことは先述の通りである。 |教の根幹をなす護国性を欠くものと映っていたのである(ミオ)。 は が教義的批判の根幹である。 ところで『奏状』が問題視していたのは専修念仏者の「専修」にあっ 法者の集いであっ 仏法と王法とは安否盛衰を同じくするもので、 既に指摘もあるように「第九、 た。 そこでは鎮護国家の修 諸行による往生を否定するものであった。こ 弥陀一仏のみに帰依し、本願所誓の称名念 そして社会的に問題としていた最大の要 国土を乱る失」 国土の荒廃をもたらすものと 大悲本願の念仏によって、 法は問題にならず、 仏教は鎮護国家の呪 にあると言えよ ここに 顕密 生.

ば、

る。

料

性が問題視されたとしか言い得ないのである〇〇〇 たことにしか見いだし得ない。 逸脱行為は、 の対象は社会的逸脱行為をする「専修念仏者(輩)」であるとするなら である。 たと考えられる。 と明かされた諸行往生廃捨の立場が自身の本意とする師説に忠実であっ に「いまもし善導によらば、初め ち合わせていたとは考えにくい。 重層的に捉えている。しかしそうした教義を承元元年の 隠密の義」や「権化方便の往生」として実践的な配慮から諸行往生義を ていたのであろう。確かに結論的にはそう言えるが、後に親鸞は の『奏状』の関係者には、 王法の蜜月関係の否定、 ないことである。 訴え、すなわち専修念仏停止の訴訟に由来するものであることは疑い得 よって確定されたと言い得るが、 る。そして、 ことを『奏状』の作者及び興福寺(顕密仏教側) みなされ 根幹を揺るがす社会問題を引き起こす原因こそ が見つかれば話は変わるかも知れない。 「の二年前に法然から『選択集』 残された史料に基づく限り、 周知の通り、 もし、 弾圧をうける必然性があったのである。 諸行往生の否定、 「承元の法難」自体は最終的には偶発的な「密通事件」に 「専修念仏思想」 八宗の仏教界は、 法然門下でも それ故に処罰の対象になったことは十分に首肯でき という構図を感知していたのかも知れな 親鸞が急進的な諸行往生否定論者と見なされ すなわち「専修念仏思想を伝道」してい 無論その時期の親鸞の 『選択集』の書写を許されたものは数名 の書写を許され、その第四 そうであるならば、 その淵源は興福寺を代表とする八宗の 少なくとも親鸞が行ったとする社会的 が弾圧の対象ではなく、 専修=諸行往生否定=従来的仏法 (廃立)をもって正となすのみ(を) ただし今は、 は熟知していたのであ 「専修」 つまり、 親鸞は 行状がわかる新資 やはりその思想 奏達 あくまでもそ の思 そうした国 二輩章 心想であ 時に持

出

うに 圧の一種といえるが、 冒頭の『教行証文類』 論ではこれを当事者親鸞の立場との関連に絞って考察してきた。最後に すぐれた研究成果によって様々なことが明確にもなってきている。 巻き込まれて迷惑を被ったと憤っているのであろうか。 長年間) |承元の法難||の詳細については不明な点が多いとはいえ、これ 「承元の法難」 )に関東にいる門弟に送った消息の中に、 は最終的には、 後序の中で親鸞は自分はそのような無関係な事件 後序について、 「密通事件」によって確定された弾 いま少し考えてみたい。 親鸞が晩年 先述のよ れまで 当

申され候ひしことなり。 六月一日の御文、くはしくみ候ひぬ。 このやうは、 ひとりのことにはあらず候ふ。 やうは、 たまはりて候ひしに、別のことはよも候はじとおもひ候ひし 御くだりうれしく候ふ。 おろおろうけたまはりて候ふ。この御文にたがはずう 故聖人 (源空) こともあたらしき訴へにても の おほかたはこの訴へのやうは、御身 御とき、 すべて浄土の念仏者のことなり。 さては、 この身どものやうやうに 鎌倉にての 候はず。 御 訴

は

(棒線筆写挿入)

序の文は、 明確にしないままに、 言葉を述べた手紙である。 という文がある。これは関東の門弟たちが、 れは 単に世俗 ったということを振り返っている。 ったことではない。 倉での念仏停止の訴訟に対応した有力な弟子性信に安堵とねぎらい 「承元の法難」と同じ構造だと言いたいのであろう。 の 権力者の宗教弾圧といったことを意味するものでない。 世俗の政治的権力を背景に念仏弾圧を断行した。 師の法然が在世の頃に自分も共にそうした訴えに この中で親鸞は念仏者に対する弾圧は今に始 かつて朝廷は仏法と世 在地権力者から弾圧され、 しかしそれ 法の区別も

> 宗は証 となし。ここをもつて興福寺の学徒、・・・(窓) ひそかに 門戸を知らず、 道いま盛んなり。 おもんみれ 洛都の儒林、 ば、 しかるに諸寺の釈門、 聖道の諸教は行証久しく廃れ、 行に迷ひて邪正の道路を弁ふるこ 浄土 の 真

ていたことが改めて確認される。 定して、親鸞の受け止め方を窺ってみたが、 る仏教(者)の姿を見ていたのである。このように いくのである。 いると厳しく批判する。そして「ここをもつて興福寺の学徒\_ でに仏教の本義に背き権力と迎合して外道とも重層して外道に転落して 人々をさとりに導く力を失っていて、 門仏教・顕密仏教に対して、末法の世にすでに聖道門に属する教法は みれば」と「心深く静かに振り返りながら思うに」と書き出して、 という文からはじまっている。 仏教の正道を見失った顕密仏教側の専修念仏思想批判・弾圧と映 親鸞はかかる世俗の権力者 ここで親鸞は「ひそかに それに所属する寺院と僧侶は、 (王法) の背景に仏教ならざ 少なくとも当事者の親鸞に 「承元の法難」に限 (竊に) お \$ す

- (1) 『浄土真宗聖典全書』 二 宗祖篇上 二五三頁
- のこと」 (2) 『浄土真宗聖典全書』二 宗祖篇上 一○七六頁 「後鳥羽院の御字、法を上、川道寺の連侶、敵奏のうへ、御然聖人、他力本願念仏宗を興行す。ときに、興福寺の僧侶、敵奏のうへ、御のこと」
- (3) 平雅行『日本中世の社会と仏教』▼「建永の法難について」(一九九二年第書房)、「親鸞の配流と奏状」(『教行信証』後序と奏状」(『教行信証の限想』二○一年 筑摩書房)、『鎌倉仏教と専修念仏』(二○一七年 法蔵思』二○一年 法蔵館)、「『教行信証』後序と奏状」(『教行信証の思想』二○一年 法蔵館)、「『教行信証』後序と奏状」(『教行信証の理想』である。ここに記して感謝の意を表する。
- (4)中井真孝「専修念仏者禁制について」(仏教大学『歴史学部論集』第五号(4)中井真孝「専修念仏者禁制について」(仏教大学『歴史学部論集』第五号検討している。
- (5)中井真孝(二〇一五)一七頁
- (6) 平雅行(二〇〇八)三〇一~三〇二頁
- (一九八五年 新装版 吉川弘文館)一一一頁 貞慶が専修念仏弾圧と深い関係にあったことが窺える。赤松俊秀『親鸞』 (7)また仮に『奏状』の作者が貞慶でなかったとしても、『三長記』には、
- 唆に富む研究として以下のものをあげておきたい。(8)⑤については当論稿では考察の対象とはしていないが近年に発表され、示
- ・藤原智「『教行信証』撰述の意図をめぐる研究の展開―元仁元年の意義を中でいて近世からの諸学説が詳細に検討されている。 要』第一巻)。ここでは『教行信証』撰述の背景と『興福寺奏状』の関連にで、(二○一八年 『近現代『教行信証』研究検証プロジェクト研究紀・藤原智「『教行信証』撰述の意図をめぐる研究の展開―元仁元年の意義を中でいて、

- 証』という図式が否定されるわけではないと指摘している。る近年の研究動向を踏まえつつ、『興福寺奏状』対『選択集』・『教行信教研究』八七巻別冊)。研究発表要旨のみであるが、「承元の法難」に関す菱木政晴「『選択集』と『興福寺奏状』の対応について」(二〇一四年 『宗
- 反論の意義」(一九六六年 百華苑)(9)石田充之『鎌倉浄土教成立の基礎研究』第一章「貞慶の興福寺奏状に示す
- (11) 石田充之(一九六六) 一三九頁
- ングペーパー)https://barc.ryukoku.ac.jp/research/upfile/2016.2-1-2.pdfの論理構築―(二〇一七年 龍谷大学アジア仏教文化研究センター ワーキ(12)楠淳證「法相論議「一仏繋属」展開の意義」―貞慶による法然浄土教批判
- (13) 楠淳證 (二〇一七) 一九一頁
- 『真宗研究』第五十輯)。 《14)下間一頼「専修念仏弾圧と貞慶伝」―「興福寺奏状」再考―(二〇〇六年
- (15) 下間一頼 (二〇〇六) 二一一頁
- 化研究叢書二八『典籍と史料』)三五三―三五四頁奏状』の草稿本もしくは今一つの「奏状」―(二〇一一年 龍谷大学仏教文(16) 楠淳證「龍谷大学図書館禿氏文庫蔵『興福寺奏状』について」―『興福寺
- れたものが梯(一九八六)である。と教行信証」(『伝道院紀要』二五・二六合併号)であり、その後、加筆さと教行信証」(『伝道院紀要』二五・二六合併号)であり、その後、加筆さと教行信証」(『伝道院紀要』二五・二六合併号)であり、その後、加筆されたものが梯(一九八六)である。
- 状」三二-四二頁18)日本思想体系一五『鎌倉舊仏教』(一九七一年 岩波書店)「興福寺奏

三十五輯)二二三頁 (1)一楽真「親鸞にとっての『興福寺奏状』」(一九九一年 『真宗研究』

第

20 (21) 一楽真(一九九一)二三頁 日本思想体系15「興福寺奏状」四

一頁

- (22)いずれの研究においてもこの太政官符の発布によって専修念仏の禁止が決 あったことは間違いないと述べている。平松令三『親鸞』(一九九八年 定されたことが指摘されているが、平松令三は「その内容は詳しくは伝わっ 川弘文館 歴史文化ライブラリー三七)一五一頁 ていないが、それがかねてからの顕密体制側からの要求に応じたもの」で
- (23) 平雅行 (二〇一一) 三〇三頁 (24) 梯實圓(一九八六)五二一頁
- 25 『浄土真宗聖典全書』一 三経七祖篇 一二七九頁
- る。 学『人間学紀要』四〇 二〇一〇年)一五九頁。 (26)高山貞美「念仏の教えと承元の法難―親鸞の生き方と現代―」(上智大 るが、実際に処せられた罪科 多くの示唆を受けた。この中で高山は「私見では、承元の法難の原因は専修 力、身分の貴賤などが複合的に作用しているように思われる」と述べてい 念仏の思想自体(特に戒律、菩提心、 は④に属するものとなるが、特に親鸞の思想や行実に論点を絞っている点で (死罪・流罪)は、 諸行往生の否定)にあったと考えられ 高山の研究は当論の分類で 偏執の度合い、 社会的影響
- 27 『浄土真宗聖典全書』二 宗祖篇・上 八二九頁
- 『浄土真宗聖典全書』二 宗祖篇・上 二五三頁